

事業主が行う従業員への定額減税方法

従業員：国税太郎様の場合

扶養親族等の数は2人、6月の給与は20万円 源泉所得税は1,530円です。
6月に支払われる給与から定額減税により控除されます。表1の各人別控除事績簿を利用して、控除する金額を毎月計上していきます。

③6月分源泉所得税1,530円を控除前税額に記入。

③と同じ金額を④に記入（前月の控除しきれない金額の方が少なければ、その金額が上限）

②から④を引いた金額が⑤控除しきれない金額となり、順次控除されていきます。

表1の各人別控除事績簿は鶴見青色申告会HPよりダウンロードしていただけます。

各人別控除事績簿の記載方法

表1

基準日在職者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算		令和6年 月 日		
	同一生計配偶者と扶養親族の数 ①	月次減税額 ((受給者本人+①の人数)×30,000円) ②	控除前税額 ③	②のうち③から控除した金額 ④	控除しきれない金額 (②-④) ⑤
国税 太郎	2	90,000	1,530	1,530	88,470

配偶者と扶養親族の数は扶養控除等申告書から確認しますが、記載がない場合はP8③の定額減税のための申告書が従業員より提出されれば数に入れてください。

同一生計配偶者と扶養親族がない場合は0を入力してください。

②90,000円から④1,530円を控除差額が⑤88,470円となります。月次減税額がなくなるまで控除していきます。

区分	年月日	総支給金額	料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額
給料	1 01:31	200,000	0	200,000	2人	1,530
	2 02:29	200,000	0	200,000	2	1,530
	3 03:31	200,000	0	200,000	2	1,530
	4 04:30	200,000	0	200,000	2	1,530
	5 05:31	200,000	0	200,000	2	1,530
	6 06:30	200,000	0	200,000	2	0

定額減税により源泉所得税が控除され、0円になりました。

③1,530円(控除前税金) — ④1,530円(定額減税により控除される金額) = 0